
令和6年大和町議会8月随時会議会議録

令和6年8月9日（金曜日）

応招議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

出席議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 俊 彦 君	健康推進課長	大 友 徹 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	阿 部 晃 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	蜂 谷 祐 士 君
代表監査委員	内 海 義 春 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	亀 谷 裕 君
まちづくり 政 策 課 長	遠 藤 秀 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 康 弘 君
財 政 課 長	児 玉 安 弘 君	教育総務課長	青 木 朋 君
税 務 課 長 兼 徴 収 対 策 室 長	村 田 充 穂 君	生涯学習課長	浪 岡 宜 隆 君
町民生活課長	吉 川 裕 幸 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	甚 野 敬 司 君
子ども家庭 課 長 補 佐	庄 司 太 一 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	早 坂 基 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	次 長 兼 議 事 席 係 務 長	相 澤 敏 晴
主 事	佐 藤 み な み		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開 会

議 長 (今野善行君)

皆さん、おはようございます。

ご承知のとおり、ただいま10月末までのクールビズ実施期間であります。本議会期間中は、上着を脱ぐなど暑さをしのぎやすい服装などで差し支えありません。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

ただいまから令和6年大和町議会8月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番櫻井 勝君及び6番森 秀樹君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (今野善行君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間のみにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日間のみに決定しました。

日程第3「議案第63号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」

議 長 （今野善行君）

日程第3、議案第63号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

議案第63号 大和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、別冊で議案説明資料を用意しておりますので、そちらをご用意いたします。

初めに、法改正の背景といたしまして、抜本的なデジタル化の必要性が顕在化している中、マイナンバーやマイナンバーカードにつきまして、国民の利便性向上等を図る観点から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律——マイナンバー法と言われております——等の一部を改正する法律が昨年6月に公布され、マイナンバーの利用範囲の拡大、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しを講じ、国民の利便性向上等を図ることとされたところでございます。その後、本年6月に法施行令の一部を改正する政令が公布、施行されたことによりまして、本町の条例におきましても改正を致すものでございます。

次に、主な法改正のポイントといたしまして、1点目として、マイナンバーの利用範囲の拡大を図ることとございまして、例として、国家資格、自動車登録等の許可事務におきましてのマイナンバーの利用を可能とし、事務手続におきます添付書類の省略等が可能とされるものでございます。

2点目といたしましては、マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直しで、改正前の法の中で、取扱事務を別表第1、情報連携事務を別表第2と規定しており、新規で情報連携を行う場合は、その都度法の改正を行う必要があったものを、改正後の別表に規定された事務であれば、主務省令に規定することで情報連携が可能とされるものでございます。

資料2ページをご覧ください。

法の改正を受けまして、本町の条例におきまして、引用していた箇所の改正、及び、次に記載しております特定個人番号利用事務と利用特定個人情報の定義を追加いたすものでございます。

また、4といたしまして、変更解釈を記載しておりますが、改正法の施行が本年5月27日でございますが、条例改正に当たっては、引用法令の改正、用語の整理といった形式的な改正でございますので、遡及適用をせずとも法的効果を与えるものではなく、改正法の施行日から条例の公布までの期間は変更解釈が可能とされるものでございます。

最後に、条例の施行は公布の日から致すものでございます。

参考といたしまして、改正前の法の別表第1、別表第2に規定されていたものを一部抜粋して記載してございます。

それでは、議案書1ページにお戻り願います。

第2条第1項では、定義としてこの条例の用語の意義を規定しておりますが、第5号として特定個人番号利用事務、第6号として利用特定個人情報の規定を追加するものでございます。

第4条第1項及び第3項では、法の別表第2が廃止されたことによりまして、改正前の条例では、事務や情報について、法の規定を引用していたものを、改正後では、改正後の条例第2条で規定いたします事務、情報に改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (今野善行君)

以上で議案第63号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第64号 令和6年度大和町一般会計補正予算」

議長（今野善行君）

日程第4、議案第64号 令和6年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

あわせて、別冊の令和6年度大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

初めに、議案書でご説明申し上げます。

議案第64号 令和6年度大和町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1,434万3,000円を追加いたしまして、予算の総額を163億6,083万6,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

続きまして、別冊の事項別明細書3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

21款1項1目1節繰越金につきましては、歳入歳出の財源調整といたしまして1,434万3,000円を計上いたしております。

歳入は以上でございます。

続きまして、3の歳出でございます。

5款1項2目農業総務費でございます。落合ふるさとセンター管理費14節工事請負費でございます。今年度当初予算で落合ふるさとセンターの大規模改修に係る工事請負費を計上いたしております。先月入札に付したところ、設定額と応札額に乖離があったため、町の積算内容と応札者の積算内容を精査いたしましたところ、資材価格の高騰等により、町の設定額の資材単価と応札者の積算内容、実勢価格の開きが大きいことが判明したため、今回追加をお願いするものでございます。

歳出は以上でございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

以上で議案第64号の説明を終了します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「委発第3号 大和町議会議会活性化調査特別委員会の設置」

議 長 (今野善行君)

日程第5、委発第3号 大和町議会議会活性化調査特別委員会の設置を議題とします。

ここで、提案者であります議会運営委員会委員長より提案内容の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 槻田雅之君。

議会運営委員会委員長 (槻田雅之君)

それでは説明させていただきます。

委発第3号、大和町議会議会活性化調査特別委員会につきまして、大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、次のとおり設置を提案させていただきます。

名称は大和町議会議会活性化調査特別委員会、根拠法令は地方自治法第109条及び大和町議会委員会条例第5条となります。目的は議会活動の活性化に関する調査研究に関することとでございます。委員定数につきましては議長を除く15名とし、設置期限を目的の当該審査が終了するまでとするものとでございます。

本件につきましては、改選後の新しい議員構成の中で、議会運営委員会及び全員協

議会で設置などを含め検討してまいりました。その結果、このような内容で設置をすることに議員の意見などがまとまりましたので、今回、同特別委員会の設置を提案するものでございます。

以上で提案に関する説明とさせていただきます。

議 長 （今野善行君）

お諮りいたします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議会活動の活性化に関する調査研究のため、議会運営委員長から提案された委員15名で構成する大和町議会議会活性化調査特別委員会を設置したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、大和町議会議会活性化調査特別委員会を設置することに決定しました。

ただいま設置が決まりました大和町議会議会活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長選任のため、暫時休憩します。

午前10時13分 休 憩

午前10時20分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

大和町議会議会活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたのでご報告いたします。

委員長に槻田雅之君、副委員長に馬場良勝君が選任されました。

日程第6「請願第1号 信号機移設の見直しを求める請願書」

議 長 （今野善行君）

次に、日程第6、請願第1号 信号機移設の見直しを求める請願書を議題とします。

朗読を省略して、紹介議員の説明を求めます。13番堀籠日出子さん。

13 番 (堀籠日出子君)

それでは、ただいま議題となっております請願第1号 信号機移設の見直しを求め
る請願書につきまして、紹介議員を代表し、説明させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

令和6年7月29日に、今野善行議長宛に提出されております。

請願者は、大和町吉田区長会会長早坂秀男氏及び大和町吉田地区団体連絡協議会会
長浅井 茂氏であります。

紹介議員は、堀籠日出子、犬飼克子、佐々木久夫の3名でございます。

請願の要旨でございますが、先般、大和警察署からのお知らせとして、国道457号
線と町道高田線の交差点で稼働している信号機を、道路拡幅工事が完了する都市計画
道路町道吉田落合線と国道457号線の交差点に移設する旨のチラシが吉田地区に配布
されました。

なお、別添にそのチラシの写しを添付しておりますので、後ほどご覧いただきたい
と思います。

吉田地区の住民にとって、町道高田線は通勤や通学、買い物などで利用する重要な
幹線道路であり、この信号機が撤去され、一時停止規制になると、直進及び右折車両
に対する危険性は増し、重大事故につながり、吉田地区住民の生活を脅かすことは必
然的であります。

よって、交通事故防止、歩行者の安全確保の観点から、信号機の移設に断固反対す
るものであり、本請願の採択後は、宮城県公安委員会並びに宮城県警察本部、大和警
察署に意見書を提出していただきますよう請願いたすものであります。

次の請願理由につきましては、危険性などを詳細に記したものであり、割愛させて
いただきます。

以上、紹介議員としての説明とさせていただきます。請願の要旨及び理由をご理解
賜り、取扱いにつきまして、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (今野善行君)

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号は、総務常任委員会に付託の上、審査する
ことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は、総務常任委員会に付託の上、審

査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年大和町議会8月随時会議を散会とし、休会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時25分 散 会